

平成 29 年 6 月 30 日

会員各位

日本公認会計士協会
副会長 高濱 滋

監査人の交代理由等の開示の充実に係る日本公認会計士協会の取組について

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、会計監査の在り方に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の提言において、株主等にとってより有用な情報の提供を確保するという観点から、監査人の交代時における開示の充実が求められていることを踏まえ、当協会が実行すべき施策について検討して参りました。今般、以下のとおり一定の結論を得ましたのでお知らせいたします。会員各位におかれましては、施策の趣旨をご理解の上、その実行に対してご協力をお願いいたします。

1. 監査人の交代時における開示の在り方に係る懇談会の提言への対応について

監査人の交代時における開示については、金融商品取引法に基づく臨時報告書による開示及び証券取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示が制度として設けられています。当協会は、これらの開示制度について、会員各位に以下の2に示した事項について十分にご留意いただくとともに、当協会が3に示す施策を実行し、具体的な監査人の交代理由等が適切に企業から公表されることを促すことで、株主等にとってより有用な情報の提供を確保することを目的とする懇談会の提言に応えることができると考えております。

なお、懇談会による、「日本公認会計士協会において監査法人等が交代の理由等に関して適時意見を述べる開示制度を設ける等、開示の主体やその内容について、改めて検討がなされるべきである」との提言を踏まえ、当協会が開示主体となる制度の創設についても検討いたしましたが、当協会が開示主体となる制度を新たに設けることはせず、既存の開示制度の運用の改善を図ることといたしました。

2. 既存の開示制度の運用上の留意事項について

懇談会の提言を受けて、平成 28 年に当協会が会員向けに実施した「監査人の交代理由等に関するアンケート調査」¹によれば、監査人が無限定適正意見を表明した後に交代し、被監査会社の監査人交代に係る臨時報告書又は適時開示情報に、交代理由に対する監査人の意見が開示されなかった場合であっても、監査人と被監査会社の見解の相違等が交代の背景に存在していたことを伺わせる回答が得られています。

¹ アンケートの実施結果である「監査人交代の理由等に関するアンケート調査結果」を参考資料として添付していますので、ご参照ください。

このような結果は、監査人の交代理由等の開示が、制度の趣旨に則って行われていない可能性があることを示していると考えられるため、制度運用の改善を図るために、会員各位には、以下の事項についてご留意ください。

無限定適正意見を表明した後に交代する場合であっても、被監査会社が開示する交代理由等に対する監査人の意見がある場合には意見を表明すべきこと

被監査会社が開示する交代の理由等に対して監査人が意見を表明しない場合²には、被監査会社はその旨及びその理由を開示することが求められていること

金融商品取引法上の監査人の交代理由等の開示について定める企業内容開示府令第 19 条第 2 項九の四八(5)において³、監査人の意見については、交代の「理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る監査人の意見」とされていますが、この規定は、無限定適正意見を表明した後に交代する監査人が、被監査会社が開示する交代理由等に対して意見を有している場合に、その意見を表明することを妨げるものではありません。したがって、無限定適正意見を表明している場合であっても、被監査会社が開示する交代理由等に対する監査人の意見がある場合には、監査人には意見を表明するべきであると考えます。

また、同府令第 19 条第 2 項九の四八(6)において、監査人が、被監査会社が開示する交代理由等に対する意見を表明しない場合には、被監査会社がその旨及びその理由(被監査会社が監査人に対し意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含む。)を開示することとされていますのでご留意ください。

3. 当協会が行う施策について

当協会は、これまでの検討を踏まえて、監査人の交代理由等の開示の充実に向けて、以下の施策を行うことといたします。

(1) 具体的な交代理由の適時な把握

監査人の交代理由について、適時かつ具体的に把握するために、上場会社監査事務所登録制度の定めに基づいて当協会への提出が求められている「登録事務所概要書変更事項届出書(会社数及び会社名)」及び「監査契約会社リスト変更事項届出書」の監査対象会社数の増減理由記載箇所を、現行の自由記載から選択肢形式に変更いたします。

(2) 交代に関する質問等の実施

上記(1)によって把握した具体的な交代理由を踏まえて、必要と認めた場合には監査人に適宜質問し、交代の理由等及びそれに対する監査人の意見に関してその実情を把握いたします。

² 「意見を表明しない場合」とは、被監査会社が監査人の意見を聴取するため必要な手続を行ったにもかかわらず、監査人から何も回答がなされないような場合が想定されています。

³ 証券取引所の適時開示情報に関して、東京証券取引所の有価証券上場規程第 402 条(1)aj 及び(2)t の規程に関する会社情報適時開示ガイドブックの「開示事項及び開示・記載上の注意」にて同様の定めがあります。

(3) 品質管理レビューにおける交代理由に関する情報の活用

上場会社監査事務所登録制度の定めに基づいて把握した監査人の交代理由については、これまでも品質管理レビューにおけるレビュー対象会社の選定及び監査の引継ぎのレビューのために利用しておりましたが、上記(1)の様式の変更によってより具体的な交代理由を把握することができるようになるため、品質管理レビューにおいて利用する情報の有用性が高まります。また、品質管理レビューの実施過程において、金融商品取引法及び証券取引所規則に基づく交代理由等に対する監査人の意見表明の在り方について監査人と意見交換し、より充実した開示が行われるよう努めることといたします。

(4) 交代理由の概要についての定期的な公表

上記(1)によって把握した交代理由の概要について、交代が行われた被監査会社が特定されないように十分に配慮した上で、定期的に公表いたします。

会員各位におかれましては、株主等にとってより有用な情報の提供を確保するという観点から、監査人の交代理由等の開示の充実が求められていることをご理解の上、ご協力いただけますようお願いいたします。

以 上